

観参第1012号
令和3年1月5日

各地方運輸局長 殿

観光庁長官
(公印省略)

旅行業法施行要領の一部改正について

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされているところです。

これを踏まえ、別添のとおり、旅行業法施行要領（平成17年2月28日国総旅振第386号）の第5号及び第6号様式中、申請者の氏名欄における「印」及び注を削る改正を行いましたので、通知します。

この通達は、令和3年1月1日から施行します。

※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

第5号様式（第十七 1 1）（2）関係）

新規登録 登録更新 申請書	
受付印	經由印
登録番号 ふりがな	登録研修機関 第 号
氏名 (法人にあつては、 その名称)	
ふりがな	
代表者の氏名 (法人の場合)	
ふりがな	
住所 (法人にあつては、 その所在地)	
ふりがな	
研修業務を行う 事務所の名称	
ふりがな	
研修業務を行う 事務所の所在地	
研修業務を開始 する年月日	
年 月 日	
<p>観光庁長官 殿</p> <p>第12条の12 新規登録 旅行業法 の規定による の申請をします。</p> <p>第12条の15 登録更新</p> <p>この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称 <input type="text"/> ←削除</p>	
<p>注 ↓削除</p> <p>1 登録番号の記載は登録更新の申請に限る。</p> <p>2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 ←削除</p>	

(日本産業規格 A列4番)

第6号様式（第十八 1 1）（2）関係）

新規登録 登録更新 申請書	
受付印	經由印
登録番号 ふりがな	旅行サービス手配業務取扱管理者研修登録研修機関 第 号
氏名 (法人にあつては、 その名称)	
ふりがな	
代表者の氏名 (法人の場合)	
ふりがな	
住所 (法人にあつては、 その所在地)	
ふりがな	
研修業務を行う 事務所の名称	
ふりがな	
研修業務を行う 事務所の所在地	
研修業務を開始 する年月日	
年 月 日	
<p>観光庁長官 殿</p> <p>第29条において準用する第12条の12 新規登録 旅行業法 の規定による の申請をします。</p> <p>第29条において準用する第12条の15 更新登録</p> <p>この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称 <input type="text"/> ←削除</p>	
<p>注 ↓削除</p> <p>1 登録番号の記載は登録更新の申請に限る。</p> <p>2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 ←削除</p>	

(日本産業規格 A列4番)